



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。
※クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATMなどを利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は指定した期日に納付することができます。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト (WEB版) 用の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。

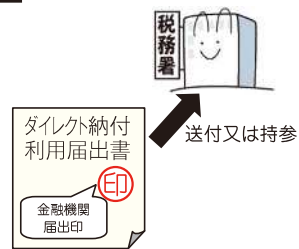


3 税務署又は金融機関等に対し電子納税やクレジットカード納付のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書 (108ページを切り離して、ご利用ください。なお、記載要領については107ページを参照してください。) を所轄の税務署へ書面で提出します (金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)。ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。



② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください。利用可能なクレジットカードにつきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

これで電子納税やクレジットカード納付の準備は完了です。具体的な納税のしかたについては106ページをご覧ください。

○ スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税の電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

☆☆電子納税やクレジットカード納付のしかた(源泉所得税)☆☆

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備 (105ページをご覧ください。) の後、電子納税やクレジットカード納付が可能となります。

e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書 (納付書) が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の可否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

この画面は、e-Taxソフトの「源泉所得等申告書」の作成画面です。左側に「源泉所得等申告書」の表があり、右側に「納税等の区分」の表があります。また、「納税等の区分」の表には「納税区分」の欄があり、「1 送付不要」を選択されています。

区分	支払日	支払額	支払回数	支払総額	支払平均額
給与所得 (01)	令和 2 1 24 ~ 6 25	12	3,246,000	33,400	
源泉所得等 (02)	~				
源泉所得等の源泉 (03)	~				
源泉所得等の源泉 (04)	~				
源泉所得等の源泉 (05)	~				
源泉所得等の源泉 (06)	~				
源泉所得等の源泉 (07)	~				
源泉所得等の源泉 (08)	~				
源泉所得等の源泉 (09)	~				
源泉所得等の源泉 (10)	~				
源泉所得等の源泉 (11)	~				
源泉所得等の源泉 (12)	~				
源泉所得等の源泉 (13)	~				
源泉所得等の源泉 (14)	~				
源泉所得等の源泉 (15)	~				
源泉所得等の源泉 (16)	~				
源泉所得等の源泉 (17)	~				
源泉所得等の源泉 (18)	~				
源泉所得等の源泉 (19)	~				
源泉所得等の源泉 (20)	~				
源泉所得等の源泉 (21)	~				
源泉所得等の源泉 (22)	~				
源泉所得等の源泉 (23)	~				
源泉所得等の源泉 (24)	~				
源泉所得等の源泉 (25)	~				
源泉所得等の源泉 (26)	~				
源泉所得等の源泉 (27)	~				
源泉所得等の源泉 (28)	~				
源泉所得等の源泉 (29)	~				
源泉所得等の源泉 (30)	~				
源泉所得等の源泉 (31)	~				
源泉所得等の源泉 (32)	~				
源泉所得等の源泉 (33)	~				
源泉所得等の源泉 (34)	~				
源泉所得等の源泉 (35)	~				
源泉所得等の源泉 (36)	~				
源泉所得等の源泉 (37)	~				
源泉所得等の源泉 (38)	~				
源泉所得等の源泉 (39)	~				
源泉所得等の源泉 (40)	~				
源泉所得等の源泉 (41)	~				
源泉所得等の源泉 (42)	~				
源泉所得等の源泉 (43)	~				
源泉所得等の源泉 (44)	~				
源泉所得等の源泉 (45)	~				
源泉所得等の源泉 (46)	~				
源泉所得等の源泉 (47)	~				
源泉所得等の源泉 (48)	~				
源泉所得等の源泉 (49)	~				
源泉所得等の源泉 (50)	~				
源泉所得等の源泉 (51)	~				
源泉所得等の源泉 (52)	~				
源泉所得等の源泉 (53)	~				
源泉所得等の源泉 (54)	~				
源泉所得等の源泉 (55)	~				
源泉所得等の源泉 (56)	~				
源泉所得等の源泉 (57)	~				
源泉所得等の源泉 (58)	~				
源泉所得等の源泉 (59)	~				
源泉所得等の源泉 (60)	~				
源泉所得等の源泉 (61)	~				
源泉所得等の源泉 (62)	~				
源泉所得等の源泉 (63)	~				
源泉所得等の源泉 (64)	~				
源泉所得等の源泉 (65)	~				
源泉所得等の源泉 (66)	~				
源泉所得等の源泉 (67)	~				
源泉所得等の源泉 (68)	~				
源泉所得等の源泉 (69)	~				
源泉所得等の源泉 (70)	~				
源泉所得等の源泉 (71)	~				
源泉所得等の源泉 (72)	~				
源泉所得等の源泉 (73)	~				
源泉所得等の源泉 (74)	~				
源泉所得等の源泉 (75)	~				
源泉所得等の源泉 (76)	~				
源泉所得等の源泉 (77)	~				
源泉所得等の源泉 (78)	~				
源泉所得等の源泉 (79)	~				
源泉所得等の源泉 (80)	~				
源泉所得等の源泉 (81)	~				
源泉所得等の源泉 (82)	~				
源泉所得等の源泉 (83)	~				
源泉所得等の源泉 (84)	~				
源泉所得等の源泉 (85)	~				
源泉所得等の源泉 (86)	~				
源泉所得等の源泉 (87)	~				
源泉所得等の源泉 (88)	~				
源泉所得等の源泉 (89)	~				
源泉所得等の源泉 (90)	~				
源泉所得等の源泉 (91)	~				
源泉所得等の源泉 (92)	~				
源泉所得等の源泉 (93)	~				
源泉所得等の源泉 (94)	~				
源泉所得等の源泉 (95)	~				
源泉所得等の源泉 (96)	~				
源泉所得等の源泉 (97)	~				
源泉所得等の源泉 (98)	~				
源泉所得等の源泉 (99)	~				
源泉所得等の源泉 (100)	~				

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

- ① ダイレクト納付を利用する場合**
 納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- ② インターネットバンキングで納付を行う場合**
 画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。
- ③ クレジットカード納付を利用する場合**
 画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

3. 納付

- ① ダイレクト納付を利用する場合**
 納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。
 すぐに納付する場合は、預貯金口座を選択した後画面の「はい」をクリックすると、選択した預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。
- ② インターネットバンキングで納付を行う場合**
 インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので内容を確認し納付手続きを行います。
- ③ クレジットカード納付を利用する場合**
 「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容 (納付金額等) を確認し納付手続きを行います。
 ※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。
 2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
 3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

この画面は、e-Taxソフトの「源泉所得等申告書」の送信後、納付方法を選択する画面です。画面には「ダイレクト納付」「インターネットバンキング」「クレジットカード納付」の3つのボタンがあります。また、画面下部には「納付日」の指定欄があります。

ダイレクト納付の画面には、納付先 (振替口座) と納付金額 (83,400円) が表示されています。また、「納付日」の指定欄があります。

インターネットバンキングの画面には、お取引先の金融機関を選択する画面が表示されています。

クレジットカード納付の画面には、クレジットカードの番号と有効期限を入力する画面が表示されています。